

## 「給付制限期間」が2か月に短縮されます

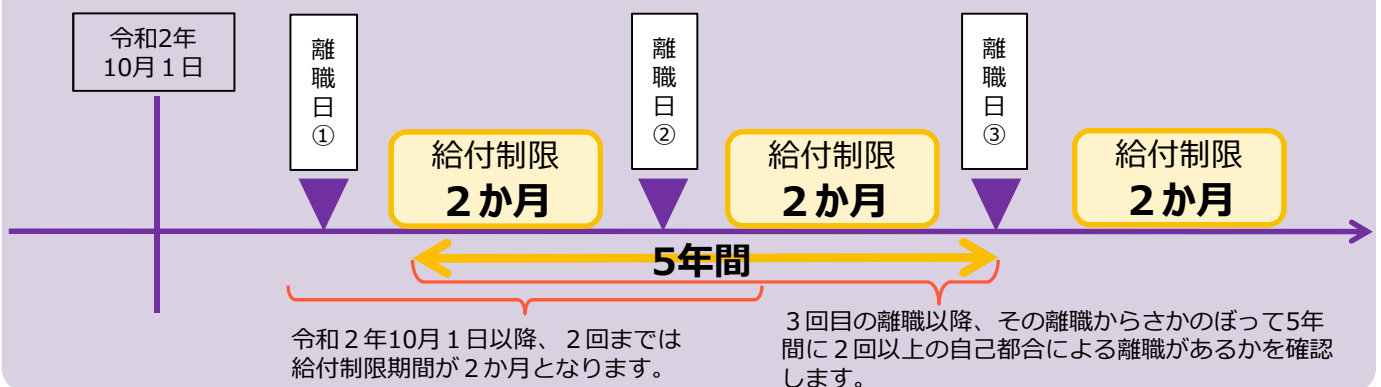
～ 令和2年10月1日から適用 ～

令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。詳しくは、お近くのハローワークや、都道府県労働局までお問い合わせください。

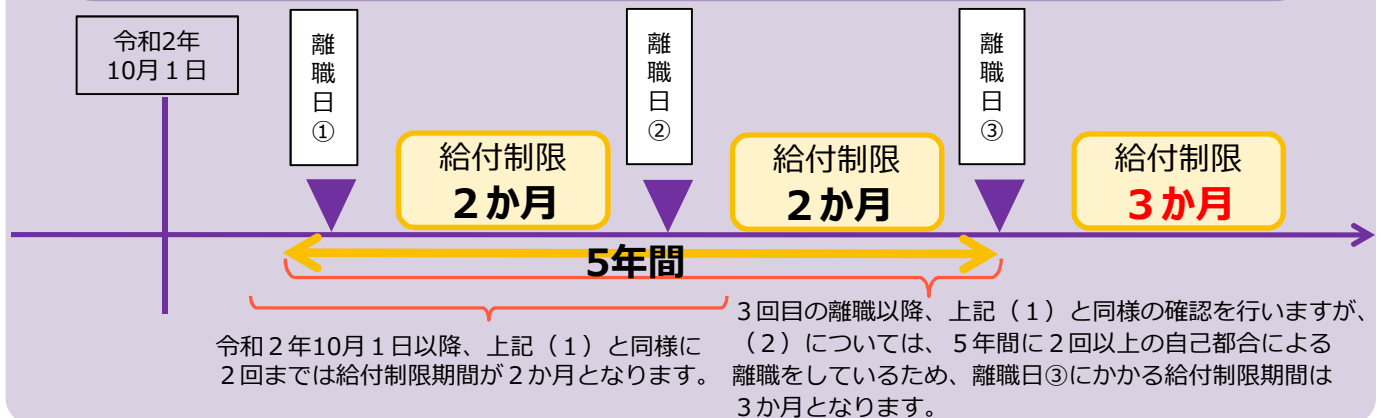
※ 令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合によりで退職された方は、給付制限期間が3か月となります

※ 自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります

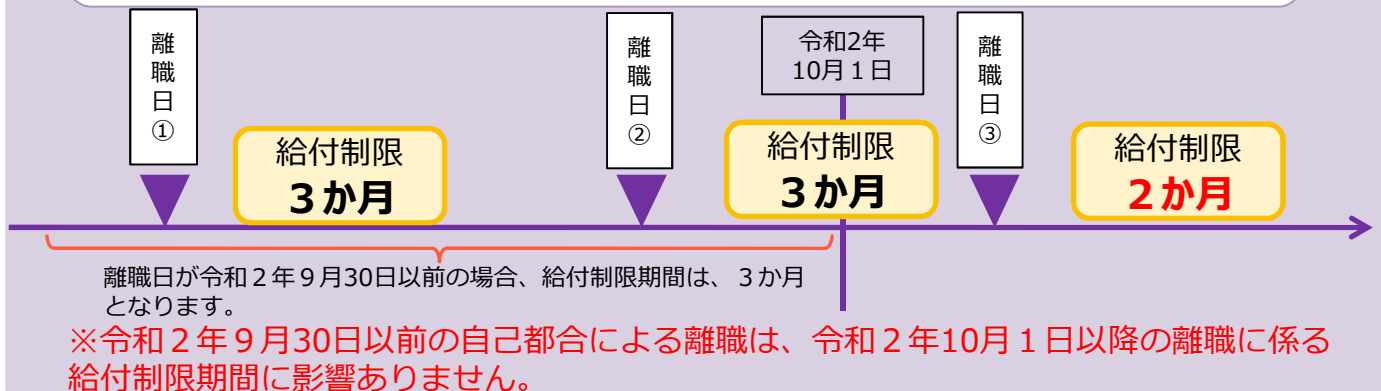
### (1) 給付制限が2か月となる場合



### (2) 給付制限が3か月となる場合



### (3) 令和2年9月30日以前に自己都合で離職している場合



労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
佐賀労働局職業安定課	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3号20号 佐賀第2合同庁舎6階	0952-32-7216
ハローワーク佐賀	〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15	代表 0952-24-4361 給付課 0952-24-4305
ハローワーク唐津	〒847-0817 唐津市熊原町3193	0955-72-8609
ハローワーク武雄	〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9	0954-22-4155
ハローワーク伊万里	〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25	0955-23-2131
ハローワーク鳥栖	〒841-0035 鳥栖市東町1丁目1073	0942-82-3108
ハローワーク鹿島	〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3	0954-62-4168